

民法改正セミナー

ビル経営に与える影響とは？

第1回ビルオーナー支援セミナー

2017年 **7**月**20**日(木)

13:30~15:00

(受付開始 13:00~)

受講無料

定員30名

要予約

**TKP新橋汐留ビジネスセンター
1階 101**

内容

5月26日、参院本会議にて改正民法が可決、成立しました。
消費者の契約ルールに関し、債権部分を抜本的に見直す約120年ぶりの改正となります。
生活に密着した改正が多く、公布から3年以内に施行されます。
消費者保護の観点を中心とした内容となっており、例えば連帯保証人制度では、
個人の保証人になる場合のハードルが上がることとなります。
この民法改正により、オフィスビル経営においても、改正後のルールに従った早急な対応が
求められるものとなります。
立川・及川法律事務所の立川弁護士をお招きし、お話し致します。

講師



立川 正雄 弁護士 立川・及川法律事務所

昭和52年司法試験合格、昭和55年弁護士開業。
会社法務・開発・建築・不動産法務・倒産法務を専門分野とする。
最近では、ゴルフ場の清川カントリークラブの更生管財人として再建を果たす。
勤務弁護士合計9名を擁する法律事務所を経営。
「不動産賃貸借と破産・民事再生・会社更生」「地震災害における不動産法務」
「事業用ビルの賃貸借における法的対処と契約書式集」 等多数の著書がある。

会場

**TKP新橋汐留ビジネスセンター
1階 101**

住所：東京都港区新橋4-24-8第2東洋海事ビル
アクセス：新橋駅 徒歩4分 / 内幸町駅 徒歩9分
定員：30名
※定員に達した場合、募集を締め切らせていただきます

